

これから新しい家族を迎える保護者の方へ

5,000円(上限)の
助成が受けられます。

お子さんが生まれたら、**新生児聴覚検査**を受けましょう

1. 新生児聴覚検査について

耳の聞こえ方に障がいをもって生まれてくるお子さんは、1,000人に1人~2人と言われています。耳の聞こえ方に障がいがあると、その後の言葉の発達やコミュニケーション能力に支障が出てしまうことから、早期に発見することがとても大切です。

新生児聴覚検査は、生まれて間もない赤ちゃんの耳の聞こえ方を検査するもので、多くはお子さんを出産した病院で受けることができます。

2. 新生児聴覚検査の対象者

平成30年4月1日以降に生まれた生後3か月までのお子さん

3. 助成金額

お子さま1人あたり、**5,000円(上限額)**※

※5,000円を超えた分は、自己負担となります。

4. 助成を受ける方法

(1) 受診票が**使用できる**医療機関（主に栃木県内の医療機関）で検査を受けた場合

受診票を医療機関窓口にて提出することで、医療機関窓口で助成を受けることができます。

（現物給付）

(2) 受診票が**使用できない**医療機関（主に栃木県外の医療機関）で検査を受けた場合

役場健康課窓口にて申請することで、助成を受けることができます。（償還払い）

【償還払いの申請に必要な書類】

償還払いの申請に必要な書類は次のとおりです。

① 新生児聴覚検査の結果が分かる書類（母子手帳のコピーなど）

② 聴覚検査費用を支払ったことが分かる書類（領収書など）

③ 新生児聴覚検査受診票

※償還払いの申請期限は、検査を受けた日を含めて1年間です。



聴覚検査の受診票は、
妊婦一般健康診査受診票の
最後のページにあります

5. 聴覚検査の実施方法

新生児聴覚検査は、赤ちゃんを傷つけずに自動的に判定を行う耳の検査で、赤ちゃんが眠っている間に行います。

検査の方法には、「自動聴性脳幹反応（自動A B R）」と「耳音響放射（O A E）」があります。

○自動聴性脳幹反応（自動A B R）

両耳にヘッドホンのようなものをつけて音を出し、音を聞かせたときに脳（脳幹というところ）から出る弱い電気の反応を測定します。

これを機械が自動的に判定します。

○耳音響放射（O A E）

耳の穴（外耳道）に、小さなスピーカーとマイクの付いた器具を入れて、音を出した時に耳（内耳の蝸牛（かぎゅう）というところ）で反応した音をマイクで測定します。



6. その他

(1) 生まれたばかりの赤ちゃんは、耳のきこえが正常でも、耳の中に液体が残っている、あるいは、検査のときに動くなどのため、正しい判定ができないことがあります。

そのような場合は、あまり心配せずに、再検査を受けてください。

(2) 聴覚検査の結果、「反応あり（パス）」となった赤ちゃんでも成長の過程で耳の聞こえが悪くなる場合もあります。

日頃からお子さんの様子をよく観察し、心配なことがありましたら、健康課母子健康係にご相談ください。

【問合せ】上三川町子ども家庭課 母子健康係 電話：0285-56-9132

